

狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則

昭和52年12月26日規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例（昭和51年条例第9号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、地域センター及び地区センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館日)

第2条 センターの開館日は、次の各号に掲げる日を除く日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 毎月第2火曜日及び第4火曜日
- (2) 12月28日から1月4日まで

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

- 2 前項に規定する開館時間のうち、図書室の開室時間は、正午から午後5時までとする。ただし、市立小学校の夏季休業日のうち、市長が別に定める日は午前10時から午後5時までとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、市長が必要と認めるときは、開館時間又は開室時間を変更することができる。

(登録要件)

第4条 地域センター又は地区センターにおいて、団体登録をすることができる団体は、社会福祉活動及び社会教育活動並びに地域住民が自発的に行う活動のために使用する場で、次の各号に掲げる要件を満たしている団体とする。

- (1) 市内を活動拠点とし、かつ、自主的なコミュニティ活動をしている団体であること。
 - (2) 団体の構成員が3人以上（同一住所の者は除く。）で、その過半数の者が市内に在住、在勤又は在学していること。
 - (3) 団体の代表者が18歳以上で、市内に在住、在勤又は在学していること。
 - (4) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする収益活動をしないこと。
 - (5) 公序良俗に反する行為をしないこと。
 - (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動をしないこと。
 - (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推せんし、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をしないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、他の公の施設（狛江市体育施設条例（昭和58年条例第6号）に規定する体育施設又は狛江市公民館条例（平成5年条例第33号）

に規定する公民館をいう。以下同じ。)における登録団体は、センターの登録団体となることはできない。

(登録)

第5条 登録を希望する団体は、市長が指定する施設予約を行うためのシステム(以下「施設予約システム」という。)上で、利用団体の登録の申込みを行うものとする。この場合において、主に活動するホームとなるセンターを選択するものとする。

2 前項にて選択したホームの変更は、第7条第2項第1号に規定する抽選予約の申込期間中は、変更することができない。

3 市長は、第1項の規定による申込みを受けたときは、前条に規定する登録要件に該当すること、及び規則第12条各号に掲げる使用制限に該当しないことを確認の上、施設予約システム上で登録の承認をするものとする。

4 前項の規定による審査を行う場合において、登録の可否について疑義が生じたときは、第1項の規定による登録の申込手続を再度求めるものとする。

5 第3項の規定により登録された団体(以下「登録団体」という。)が当該登録を更新するときは、あらかじめ指定された期日までに、オンラインフォームにより更新の申込みをしなければならない。この場合において、市長は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で更新の承認をするものとする。

6 登録団体の登録の有効期間は、登録された年度の翌年度の4月1日から3年間(以下この条において「本登録期間」という。)とし、本登録期間内に新たに登録の申込みを行った者の有効期間は、登録された日から本登録期間末日までとする。ただし、主に18歳以下の者で構成する団体の場合は、登録を承認した日の属する年度の末日までとする。

7 登録団体は、登録した事項の変更又は登録自体の抹消を行う際は、オンラインフォームにより行うものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第4条各号に規定する登録要件に適合しなくなったとき。

(2) 第12条各号に掲げる使用制限に該当するとき。

(3) 虚偽の申請により団体の登録又は登録の更新をしたとき。

(4) 利用施設を不適切に利用したとき。

(使用の申込み等)

第7条 登録団体はセンター又は他の公の施設を使用するときは、施設予約システム上で使用の申込みをし、その確認を受けることにより、市長から当該施設の使用許可を受けたものとみなす。

2 前項に規定する申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の期間に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 抽選予約 使用を開始する日(以下「使用日」という。)の2月前の日

の属する月の初日から10日まで。この場合において、センターの事前予約ができる登録団体は、この規則による登録を行った団体に限るものとし、第5条第1項のホームとして登録したセンターに係るものについて事前予約することができる。

(2) 一般予約 使用日の2月前の属する月の12日午前5時から使用する区分の前の時間帯までとする。

3 登録団体は、原則として次の各号の区分に応じ、当該各号の期間内に使用料を支払わなければならない。

(1) 抽選予約 抽選結果が確定した月の25日まで

(2) 一般予約 申込み後7日以内。ただし、利用日が7日以内の場合は、利用区分の前まで（現金での支払の場合は、利用区分の直前の平日午後5時まで）

4 センターを使用しようとする者（前項に規定する登録団体を除く。）は、狛江市地域センター・地区センター施設使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、センターの使用の可否を決定し、狛江市地域センター・地区センター施設使用許可（不許可）決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

（使用期間）

第8条 センターの使用期間は、同一団体等が使用する場合には、引き続き2日を超えることができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（付属設備等の使用料）

第9条 条例第4条第1項で規定する規則で定めるセンターの付属設備及び備品（以下「付属設備等」という。）の使用料は、別表に定めるところによる。

（使用料の還付）

第10条 条例第6条ただし書に規定する使用料の還付については、次のとおりとする。

(1) 使用者（第7条第1項の規定により使用許可を受けたものとみなされる者又は第7条第5項の規定により使用許可を受けた者をいう。以下同じ。）の責によらない事由により使用することができないとき。

(2) 使用日の7日前までに使用の取消しの申込みをし、市長が相当の理由があると認めるとき（目的外で使用する場合を除く。）。

(3) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする使用者は、狛江市地域センター・地区センター使用料還付申請書兼領収書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、使用料の還付の承認又は不承認を決定し、狛江市地域センター・地区センター使用料還付承認（不承認）通知書（第4号様式）を使用者に通知するものとする。

(使用料の減額又は免除)

第11条 条例第4条第2項で規定する使用料の減額又は免除については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、入場料の類を徴するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が公益の目的のために使用する場合 免除
 - (2) 市主催又は市と共催する事業のために使用する場合 免除
 - (3) 障がい者及び障がい者の介護者又は障がい者を支援する者10人以上で構成する団体が使用する場合 免除
 - (4) 障がい者を支援することを目的として活動する者10人以上で構成する団体が当該目的のために使用する場合 免除
 - (5) 町会、自治会又は集合住宅の管理組合（以下「町会等」という。）が、当該団体の予算、決算、事業計画その他年間の活動に必要な事項に関して承認又は決定を行う総会等の開催のために使用する場合 免除
 - (6) 運営協議会が主催又は共催する事業のために使用する場合 免除
 - (7) 社会教育関係団体が上和泉地域センターの体育館を使用する場合 100分の50減額
 - (8) その他市長が特に必要と認める場合 減額又は免除
- 2 使用料の免除を受けようとする使用者のうち、前項第3号又は同項第4号に規定するものは第1号及び第2号に掲げる要件を、同項第5号に規定するものは第3号に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 障がい者の福祉の増進等を目的とした規約、会則等を有する団体であること。
 - (2) 構成員の過半数が市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者で構成する団体であること。
 - (3) 市長に設立届を提出している町会等
- 3 第1項第3号及び第4号の規定により使用料の免除をできる施設は、条例別表第2又は同条例別表3に規定する施設とする。
- 4 第1項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする使用者は、施設予約システム上で申請し、又は狛江市地域センター・地区センター使用料減免申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、同項第3号の規定により免除を受けようとするときは第1号及び第2号に掲げる手続を、同項第4号の規定により免除を受けようとするときは第2号に掲げる手続を、同項第5号の規定により免除を受けようとするときは第3号に掲げる手続をしなければならない。
- (1) 障がい者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳、療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定による療育手帳又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定による医療受給者証を提

示し、かつ、障がい者の介護者は、その旨を申し出ること。

(2) 第2項第1号に規定する規約、会則等を提出すること。ただし、同一年度内に再度第1項第3号又は第4号の規定による使用料の免除を受けようとする場合には、これを省略することができる。

(3) 町会等の規約、会則等を提出すること。ただし、同一年度内に再度第1項第5号の規定による使用料の免除を受けようとする場合は、これを省略することができる。

5 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、使用料の減額又は免除の承認又は不承認決定をし、狛江市地域センター・地区センター施設使用料等減免承認（不承認）通知書（第6号様式）を使用者に通知するものとする。この場合において、施設予約システム上で申請を行った使用者に対しては、市長は施設予約システム上でその承認又は不承認の通知を行うものとする。

（使用制限）

第12条 市長は、使用目的又は使用内容が次の各号の一に該当するときは、使用を制限することができる。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 公の施設又は設備等を毀損するおそれがあるとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

（使用許可の取消し）

第13条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、施設の使用を停止し、又は使用許可を取消すことができる。

(1) 使用目的に反する行為をしたとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の停止又は使用許可の取消しをしたときは、狛江市地域センター・地区センター使用取消通知書（第7号様式）を使用者に通知するものとする。

（使用権の譲渡等の禁止）

第14条 使用者は、その権利を他人に譲渡又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第15条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第13条第1項の規定による使用許可の取消し等がされたときは、使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

（損害賠償の義務）

第16条 公の施設又は設備等に損害を与えた者は、市長が認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

（遵守事項）

第17条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた以外の施設等を使用しないこと。
 - (2) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会の指示に従うこと。
- (委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和53年1月5日から施行する。

(みなし登録団体)

2 第4条及び第5条の規定にかかわらず、令和6年8月1日から令和7年10月31日までの間、狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号）第7条の規定により登録された団体又は狛江市社会教育関係団体登録要綱（平成23年教育委員会要綱第8号）第4条の規定により登録された団体（以下「みなし登録団体」という。）は、第5条の規定により登録された団体とみなすものとする。

(みなし登録団体の使用申込みの特例)

3 第7条第3項第1号の規定にかかわらず、みなし登録団体が地域センターの施設を使用するに当たり、同条第1項に規定する申込みは、施設を使用しようとする日の属する月の前月の初日（当該日が年末年始閉館日、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以降においてその日に最も近い休日でない日）の翌日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

付 則（昭和53年9月11日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年2月21日規則第7号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年12月27日規則第27号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月31日規則第7号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成元年9月30日規則第37号）

この規則は、平成元年12月1日から施行する。

付 則（平成7年3月10日規則第9号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成9年12月26日規則第34号）

この規則は、平成10年3月1日から施行する。

付 則（平成14年8月14日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年12月25日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年7月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年2月10日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則第5条及び第6条の規定は、平成18年7月1日以後の使用に係るものから適用する。

付 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則第7条の規定は、平成28年7月1日以後の使用に係るものから適用する。

付 則（平成29年4月4日規則第44号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則による様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成31年2月21日規則第11号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年2月10日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年9月29日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年1月21日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年12月1日規則第74号）

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和6年7月8日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和7年12月23日規則第66号）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則第7条第1項に基づき使用の許可を受けている登録団体は、この規則による改正後の狛江市地域センター・地区センターの管理及び運営に関する規則第7条第1項に基づき使用の許可を受けたものとみなす。
- 3 この規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

別表（第9条関係）

施設名	付属設備等の名称	単位	使用料（円）
野川地域センター	陶芸窯	素焼 1回	600
		本焼 1回	800
岩戸地域センター	陶芸窯	素焼 1回	800
		本焼 1回	1,000

第1号様式から第8号様式まで（省略）